

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成18年8月17日(2006.8.17)

【公開番号】特開2005-43306(P2005-43306A)

【公開日】平成17年2月17日(2005.2.17)

【年通号数】公開・登録公報2005-007

【出願番号】特願2003-279937(P2003-279937)

【国際特許分類】

**G 0 1 C 19/56 (2006.01)**

**G 0 1 P 9/04 (2006.01)**

**H 0 1 L 41/08 (2006.01)**

**H 0 1 L 41/187 (2006.01)**

【F I】

G 0 1 C 19/56

G 0 1 P 9/04

H 0 1 L 41/08 Z

H 0 1 L 41/18 1 0 1 B

【手続補正書】

【提出日】平成18年7月3日(2006.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の支持体と、

第2の支持体と、

前記第1の支持体および前記第2の支持体とにそれぞれ支持され、第1、第2のアームとを備えた圧電振動子と、

を有し、

前記第1の支持体の材料と、前記第2の支持体の材料は、前記第1、第2のアームの圧電材料と同一材料であることを特徴とするセンサ。

【請求項2】

前記第1の支持体は、前記圧電振動子の第1の端の下部に備えられ、

前記第2の支持体は、前記圧電振動子の第2の端の下部に備えられ、

ていることを特徴とする請求項1に記載のセンサ。

【請求項3】

前記第1、第2の支持体は、前記圧電振動子と接合されていることを特徴とする請求項2記載のセンサ。

【請求項4】

前記第1の支持体の材料と、前記第2の支持体の材料と、前記第1、第2のアームの圧電材料は、それぞれ水晶であることを特徴とする請求項1乃至3記載のセンサ。

【請求項5】

前記第1の支持体の正面の法線方向と、前記第2の支持体の正面の法線方向と、前記第1、第2のアームの正面の法線方向は、同一の結晶軸方向であることを特徴とする請求項4記載のセンサ。

【請求項6】

前記第1乃至第5のセンサを有し、前記第1、第2のアームを駆動させることを特徴とする振動ジャイロセンサ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決するために本発明に関わるセンサは、第1の支持体と、第2の支持体と、前記第1の支持体および前記第2の支持体とにそれぞれ支持され、第1、第2のアームとを備えた圧電振動子と、を有し、前記第1の支持体の材料と、前記第2の支持体の材料は、前記第1、第2のアームの圧電材料と同一材料であることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

また、前記第1の支持体は、前記圧電振動子の第1の端の下部に備えられ、前記第2の支持体は、前記圧電振動子の第2の端の下部に備えられていることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、前記第1、第2の支持体は、前記圧電振動子と接合されていることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、前記第1の支持体の材料と、前記第2の支持体の材料と、前記第1、第2のアームの圧電材料は、それぞれ水晶であることを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また、前記第1の支持体の正面の法線方向と、前記第2の支持体の正面の法線方向と、前記第1、第2のアームの正面の法線方向は、同一の結晶軸方向であることを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【 0 0 1 1 】

また、前記第1、第2のアームを駆動させることを特徴とする振動ジャイロセンサに関する。